

愛南町ウェブアクセシビリティガイドライン

1. はじめに

1.1. 目的

「愛南町ウェブアクセシビリティガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）は、日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、愛南町がホームページにおいて障害者・高齢者をはじめすべての人々の利用のしやすさに配慮した情報提供を行うため、ページの作成を行う各所属の職員が注意すべき点について、詳しく解説したものです。愛南町公式ホームページを通じた情報提供のさらなる充実を本ガイドラインの目的と位置づけます。

1.2. 適用範囲

本ガイドラインは、愛南町公式ホームページ（<http://www.town.ainan.ehime.jp/>）配下の CMS（コンテンツマネジメントシステム）で作成、運用するページを対象とします。

また、愛南町より外部業者等にホームページやウェブシステムの作成を委託する場合は、本ガイドラインの各要件を満たすことを仕様書に記載し、外部業者へ本ガイドラインへの準拠を求めます。

1.3. ウェブアクセシビリティについて

「ホームページを利用するすべての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報やサービスを利用できること」をウェブアクセシビリティといいます。ホームページで提供される情報やサービスが急速に拡大する中、ページの作成方法が原因で、高齢者や障害者などが情報やサービスを適切に利用できないという問題が生じています。ウェブアクセシビリティはそのような問題が生じないように、利用者の誰もが等しく情報へアクセスできることに配慮しながら、ページを作成し、運営する考え方です。

1.4. 根拠となる規格又はガイドライン類

本ガイドラインは、次の規格等に基づいて作成しています。

なお、本ガイドラインでは、「2.」以降の各タイトルの下に、対応する JIS X 8341-3 の項番を記載しています。

- ・ JIS（日本工業規格）

「JIS X 8341-3:2010『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ』」

- ・ 総務省

「みんなの公共サイト運用モデル」の改定に関する調査研究報告書」

「みんなの公共サイト運用モデル（2010 年度改定版）」

- ・ W3C

1.5. 考え方

本ガイドラインは、年齢や性別、身体の障害の有無などに関らず、ウェブサイトを利用するすべての利用者、ウェブサイトを利用する様々な利用環境を想定して作成しています。

1.6. 見直し

利用者の閲覧環境の変化、ホームページの制作技術の変化に対応するために、本ガイドラインは適宜見直しを行い、内容を更新します。

2. 情報を見やすくするために

2.1. 文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する

関連 JIS 項目：【7.1.4.3、7.1.4.6】

- (1) ページ内のテキストや画像などにおいては、文字の色と背景の色の組合せやコントラスト（明暗の差）に十分配慮する。
- (2) 文字の入った画像などの作成、外部業者へページ制作を依頼する際は、文字の色と背景の色の組合せやコントラスト（明暗の差）に十分配慮する。
- (3) 色の組合せやコントラストに問題がないか、外部ツール（カラー・コントラスト・アナライザーなど）でチェックを行う。

2.2. スタイルシートを適切に使用する

関連 JIS 項目：【7.1.3.1、7.1.4.4、7.1.4.5、7.1.4.9】

- (1) レイアウトや文字の大きさ、色などは、原則としてスタイルシートで設定する。
- (2) スタイルシートに対応していないブラウザで表示した場合でも情報が伝わるようにする。
- (3) テキストを画像化する場合、スタイルシートで同程度の装飾表現が実現できないか検討し、可能な場合はスタイルシートによって表現する。

2.3. 読みやすい文字サイズ、フォント、行間を指定する

関連 JIS 項目：【7.1.4.8】

- (1) 文字サイズ、フォントを指定する場合は、読みやすさを考慮して指定する。
- (2) 行間は、読みやすさを考慮して指定する。

2.4. 文字サイズは利用者が変更できるようにする

関連 JIS 項目：【7.1.4.4、7.1.4.5、7.1.4.8、7.1.4.9】

- (1) 文字のサイズは em や%などの相対的な単位で指定する。pt (ポイント) や px (ピクセル) などの絶対的な単位は使用しない。

(2) 新規にホームページを作成する場合は、主要なブラウザの機能で文字サイズが変更できることを確認する。

3. 情報を探しやすいようにするために

3.1. 適切なページタイトルをつける

関連 JIS 項目：【7.2.4.2】

- (1) ページの内容を予測できるページタイトルをつける。また、ほかのページのページタイトルと重複しないように注意する。
- (2) 20 文字程度を目安に簡潔に表現する。

3.2. 共通のナビゲーションの仕組みを用いる

関連 JIS 項目：【7.3.2.3、7.3.2.4】

- (1) ページのヘッダー・フッターを統一する。
- (2) 各ページにホームページの主要なメニューを配置する。
- (3) トップページへ移動するリンクや、ページの上端へ移動するリンクなど、同じ機能を有するリンクの名称と見映えをホームページ内で統一する。

3.3. 現在位置を把握するための仕組みを用意する

関連 JIS 項目：【7.2.4.8】

- (1) 各ページに、現在位置と上位階層への移動手段を示すナビゲーションを配置する。また、このナビゲーションの先頭のリンクは「トップ」という表記で統一する。
- (2) 現在位置と上位階層への移動手段を示すナビゲーションのうち、現在表示しているページの名称には、リンクを指定しない。

3.4. 共通のメニューを読み飛ばす仕組みを用意する

関連 JIS 項目：【7.2.4.1】

各ページの先頭に「共通のメニューを読み飛ばし、ページ内で提供している情報の先頭にジャンプするリンク」を、視覚的に見える形式で設置する。

3.5. 複数の探索手段を用意する

関連 JIS 項目：【7.2.4.5】

- (1) ホームページの情報探索手段としてキーワード検索機能を各ページで提供する。
- (2) ホームページの情報探索手段としてサイトマップを用意し、各ページにリンクを提供する。
- (3) そのほか、関連するページへのリンクなどを必要に応じて提供する。

3.6. 文書には見出しの種類を適切に使い分ける

関連 JIS 項目：【7.1.3.1、7.2.4.6、7.2.4.10】

- (1) ページ作成に当たっては、文書の構造を意識し、ページ内に配置する情報それぞれに対して、HTML の構造化要素を適切に指定する。
- (2) 見出しではないところに、文字を大きくしたいなどの理由で見出しを設定しない。

3.7. 箇条書きは HTML で表現する

関連 JIS 項目：【7.1.3.1、7.2.4.6、7.2.4.10】

- (1) 箇条書きは、HTML のタグを使い「記号付きリスト」「番号付きリスト」で表現する。
- (2) テキストで「○」「■」「▼」「・」などを行頭へ配置することによって箇条書きを表現しない。

4. ホームページ内を快適に移動できるようにするために

4.1. リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する

関連 JIS 項目：【7.2.4.4、7.2.4.9】

- (1) リンクテキストは、リンクしていないテキストと識別しやすくする。
- (2) リンク画像は小さくしすぎないように設定し、クリックできる画像であることを認識しやすい見映えにする。
- (3) リンクテキスト及びリンク画像は、適切な間隔を空けて配置する。
- (4) リンクテキスト及びリンク画像は、リンク部分にマウスカーソルを乗せた時や、キーボード操作によってリンクにフォーカス（選択可能領域）を合わせた時に、色が変わるなどの変化をつけることにより、リンク可能な箇所であることを明示する。

4.2. リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする

関連 JIS 項目：【7.1.1.1、7.2.4.4、7.2.4.9】

- (1) リンクテキストは、その部分だけを読んでリンク先が予測できる内容にする。
- (2) 原則として、リンク先のページタイトルを利用することとし、長すぎる場合には要約を記載する。「こちら」などの表現は使用しない。

4.3. PDF など HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する

関連 JIS 項目：【7.2.4.4、7.2.4.9】

PDF など HTML 以外のファイルへリンクを設定する場合は、リンクテキストにファイル形式とファイルサイズを明記する。具体的には、以下の例のようにアプリケーション名が分かるアイコンを掲載するとともに括弧内へファイルサイズを半角で記載する。

【例】 [愛南町総合計画](#)  (1,234KB)

4.4. 愛南町公式ホームページ内のリンクと、外部へのリンクを区別する

関連 JIS 項目：【7.2.4.4、7.2.4.9】

(1) 外部ホームページへ移動するリンクでは、利用者がリンクを選択する前に、外部のホームページへ移動することを予測できるようにする。具体的には、リンクテキストの最後に（外部サイトへ）と記載する。

(2) 愛南町関連のホームページであっても、「www.town.ainan.ehime.jp」以外のドメインのホームページは外部リンクとする。

4.5. リンクは原則として別ウィンドウを開く設定にしない

関連 JIS 項目：【7.3.2.1、7.3.2.2、7.3.2.5】

(1) リンクは同一のウィンドウ内で遷移するように設定する。新しいウィンドウを開かせることはしない。

(2) 新規ウィンドウを開く必要がある場合は、リンクテキストやアイコンなどを使用して新しいウィンドウが開くことを明示する。具体的には、リンクテキストの最後に（別ウィンドウ）と記載する。

(3) 広告ウィンドウの自動表示など、利用者の意図しないポップアップウィンドウは使用しない。

4.6. ページ制作サイズは、表示サイズ等に配慮する

関連 JIS 項目：【該当なし】

(1) 横スクロールが発生しないよう、ページ幅を配慮する。

(2) ページの長さは、3 画面分程度に収める。

(3) 利用者がページを印刷した際には、A4 用紙（縦位置）に収まるよう適切な設定をする。

5. 情報の内容を理解できるようにするために

5.1. 読みの難しい言葉に読み方を併記する

関連 JIS 項目：【7.3.1.6】

各ページにおいて読みの難しい言葉が初めて出てくる箇所では、読み方を括弧書きで併記する。

5.2. 専門用語、省略語、流行語は多用しない

関連 JIS 項目：【7.3.1.3、7.3.1.4】

(1) 行政用語やその他の専門用語、省略語、流行語などの使用は極力控え、平易な文章を心掛ける（入札情報のページなど、そのページの利用者が限定的であり、かつ使用する用語について一定以上の知識を持っていると想定される場合は、この限りでない）。

(2) 各ページにおいて理解が難しいと考えられる言葉が初めて出てくる箇所では、用語の正式名称や意味を括弧書きで併記する。

5.3. 外国語は多用しない

関連 JIS 項目：【7.3.1.3】

- (1) 外国語は多用しない。
- (2) 各ページにおいて外国語が初めて出てくる箇所では、括弧書きなどで意味や読み方を併記する。

5.4. 図やイラスト、動画などを適宜取り入れる

関連 JIS 項目：【7.3.1.5】

ページに掲載されている内容をより正確に伝わるよう、図やイラストなどを適宜取り入れる。

5.5. データを表すための表組みを分かりやすく作る

関連 JIS 項目：【7.1.3.1】

- (1) セルが結合された複雑な表は、表を分割することで単純な構成にできないか検討する。
- (2) 読み上げ順を考慮し、内容が把握しやすい構成とする。
- (3) 分かりやすい表題を設定する。

5.6. レイアウトは読み上げ順に配慮して構成する

関連 JIS 項目：【7.1.3.2、7.2.4.3】

スタイルシートや、表組みの仕組みを使ってレイアウトする場合は、音声読み上げソフトで読んだ場合に意味が通じるように構成する。

5.7. フレームは原則として使用しない

関連 JIS 項目：【7.2.4.1、7.2.4.2、7.4.1.2】

フレームは原則として使用しない。

5.8. ページの自動更新や自動的な移動は行わない

関連 JIS 項目：【7.2.2.2、7.2.2.4、7.3.2.1、7.3.2.2、7.3.2.5】

- (1) ページ内容の自動更新や自動的な移動は行わない。
- (2) ホームページの URL を変更する場合は、新しい URL を案内したページを用意する。一定時間で自動的に移動する仕組みにしない。

5.9. 適切なフォルダ名、ファイル名をつける

関連 JIS 項目：【7.4.4.1】

- (1) フォルダ名、ファイル名は、半角英数字を用いる。
- (2) 数字の羅列や意味のない文字列ではなく、内容を想起しやすい名前にする。

5.10 情報を適切に管理する

関連 JIS 項目：【該当なし】

- (1) 新着情報は、掲載時期、掲載期間、掲載件数等を適切に管理する。
- (2) 掲載期間が過ぎた情報ページ及びページに附属する図表等は、ファイルそのものをサーバから削除する。

6. 情報を支障なく読みとれるようにするために

6.1. 規格及び仕様に準拠する

関連 JIS 項目：【7.4.1.1】

- (1) 愛南町公式ホームページは、原則として以下の技術で作成、更新を行う。
 - ・HTML・・・XHTML 1.0 Transitional
 - ・スタイルシート・・・CSS2.1（スマートフォン対応などのために一部 CS3.0 を使用）
- (2) 新たにホームページを構築する際には、HTML やスタイルシートといった使用する技術について、どのバージョンや DTD（文書型定義）で作成するかを、事前に検討し決定する。

6.2. 言語コードと文字コードを指定する

関連 JIS 項目：【7.3.1.1、7.3.1.2】

- (1) html 要素の lang 属性又は xml:lang 属性に、使用している言語を記述する。
- (2) 文字コード UTF-8 で作成する。head 要素の meta 要素内に、UTF-8 と記述する。

6.3. 機種依存文字は使用しない

関連 JIS 項目：【7.3.1.6】

- (1) 丸数字やローマ数字は、原則として使用しない。
【例】①や②などの丸数字、ⅠやⅡなどのローマ数字は 1、2 などのように算用数字に置き換える。
- (2) 半角カタカナは使用しない。
- (3) 旧字体は、原則として使用しない。

6.4. 音声読み上げソフトで読めない記号は使用しない

関連 JIS 項目：【該当なし】

- (1) 「※」「○」「▲」「°」などについて意味を持つ記号として使うときには、他の文字を入れる。

【例】 ※ → （注）
○ → 有
▲ → マイナス
° → 度

- (2) 長音符としての「ー」は正しく読まないため、「一」に直す。

【例】ダウンロード → ダウンロード

(3) 数字及び位取りのカンマ「,」は半角にする。

【例】 4, 7 2 8 (よん、ななひやくにじゅうはち) → 4,728 (よんせんななひやくにじゅうはち)

(4) 日付は年、月、日で記述する。

【例】 H20 → 平成 20 年、平成 20 年度

H22. 2. 2 → 平成 22 年 2 月 2 日

2/2 → 2 月 2 日

(5) 曜日は略さず記述する。

【例】 (月) → (月曜日)

土・日 → 土曜日・日曜日

(6) 時間は午前、午後を付けた 12 時間制で記述する。

【例】 9:30~19:30 → 午前 9 時 30 分~午後 7 時 30 分

(7) 表の中で何もないところに「ー」は使わずに「無」と入れるか「ブランク (全角スペース)」にする。半角スペースは読まないため使わないようにする。

6.5. 単語の間にスペースや改行を挿入しない

関連 JIS 項目：【7.1.3.2】

(1) 単語内の文字と文字との間に、全角スペースあるいは半角スペースを入れない。

(2) 単語内の文字と文字との間に改行を入れない。

【例】 入 札 公 告 → 入札公告

大 澤 正 明 → 大澤 正明 (名字と名前の間は空いていてもよい)

6.6. 画像に適切な代替テキストを用意する

関連 JIS 項目：【7.1.1.1】

(1) 画像を使用する際は、代替テキストに画像で表現している内容を簡潔に表す言葉を入れる。

(2) 地図やグラフなど複雑な内容を示している画像の場合は、画像近くに内容を漏れなく説明する文章や表を掲載する。

(3) 装飾や見た目の整形を目的に用いられる画像は、音声で読まれないようにする。

6.7. 文字を必要以上に画像化しない

関連 JIS 項目：【7.1.3.1、7.1.4.4、7.1.4.5、7.1.4.8、7.1.4.9】

文字の画像化は必要最低限にする。画像化する場合にも同じ内容の代替テキストを用意する。

6.8. 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで用意する

関連 JIS 項目：【7.1.1.1、7.1.2.1、7.1.4.2】

(1) 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで掲載する。

- (2) テキストの準備が難しい場合は、提供内容に関する問合せ先を明記する。

6.9. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する

関連 JIS 項目：【7.1.1.1、7.1.2.1、7.1.2.2、7.1.2.3、7.1.2.4、7.1.2.5、7.1.2.8、7.1.2.9】

- (1) 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで掲載する。
- (2) テキストの準備が難しい場合は、提供内容に関する問合せ先を明記する。
- (3) 外部の動画配信サービスを利用する場合も同様の対応をする。

6.10. Word、Excel、PowerPoint 形式のファイル提供には細心の注意を払う

関連 JIS 項目：【該当なし】

- (1) Word、Excel、PowerPoint 形式による情報提供は原則として行わない。
- (2) Word 形式による情報提供は、各種申請書など具体的な書式を有し、利用者が記入した上で提出するものなどに限る。また、ファイルのプロパティの内容を確認し、作成者の個人名など公開すべきでない情報が残っていないか確認する。
- (3) Excel 形式による情報提供は、統計データなど利用者が Excel を用いて編集などを行う必要がある内容に限り、作成したファイルを公開する前に、マクロウィルスなどの不適切なプログラムが混入していないか十分確認する。また、ファイルのプロパティの内容を確認し、作成者の個人名など公開すべきでない情報が残っていないか確認する。
- (4) Word、Excel、PowerPoint で作成した内容は、原則として HTML のページを作成し提供する。HTML での提供が適さない場合や、用意することが難しい場合は PDF 形式で提供する。

6.11. PDF は極力使用せず、使用する場合は作成方法、提供方法に配慮する

関連 JIS 項目：【7.1.1.1、7.1.2】

- (1) 情報提供は HTML で行うことを基本とする。PDF 形式での情報提供は、次の場合に限る。
 - ・申請書の様式など、利用者にレイアウト通りに印刷し使用してもらう必要がある場合
 - ・報告書など多数のページで構成される情報を、一つ又は複数のファイルにまとめて収録し提供する必要がある場合
- (2) PDF 形式で情報を提供する場合は、次のとおりとする。
 - ・PDF を利用できない場合でも内容を把握できるよう、PDF で提供している情報の内容をテキストで掲載する。対応が難しい場合は、提供している内容に関する問合せ先を明記する。
 - ・Acrobat などの作成ツールは最新版を用いる。標準の設定で「有効」になっているアクセシビリティ配慮に関する設定を、「無効」に変更しない。
 - ・PDF のファイル容量は可能な限り軽量化を図ること。ファイル容量の大きな PDF ファイルは、分割したファイルを併せて提供する。

- ・公開する前に、Acrobat の「文書のプロパティ」の内容を確認し、作成者の個人名など公開すべきでない情報が残っていないか確認する。
- ・PDF を提供するページでは、閲覧用ソフトのダウンロードページの案内及びリンクを表示する。

6.12. Flash は原則として使用しない。やむを得ず使用する場合は、同等の HTML コンテンツなどによる補完を行う

関連 JIS 項目：【7.1.1.1、7.1.2.1】

- (1) グローバルナビゲーションなどの主たる操作部分には Flash を使用しない。
- (2) Flash コンテンツを提供する場合は、以下のとおりとする。
 - ・Flash コンテンツの中で、イベントの日時や相談窓口の電話番号などの重要な情報を伝える場合には、同等の内容をテキストでも提供する。
 - ・Flash コンテンツには適切なムービータイトルをつけ、コンテンツ自体のアクセシビリティをできる限り確保する。
 - ・Flash コンテンツを掲載する場合には、Flash Player のダウンロードページへのリンクも併せて掲載する。
- (3) 情報の内容に更新がある場合は、Flash 版と HTML 版の両者を同時に更新する。

6.13. 色のみに依存した情報提供はしない

関連 JIS 項目：【7.1.4.1】

情報の意味や位置づけの違いは、色の違いで表現するだけでなく、文字内容などでも違いが分かるようにする。

6.14. 形又は位置のみに依存した情報提供はしない

関連 JIS 項目：【7.1.3.3】

- (1) 画像には適切な代替テキストを用意し、画像の形を認識できない場合でも、内容を適切に理解できるようにする。
- (2) ○×△などの記号だけで情報の内容を伝えることは避ける。どうしても必要な場合は、画像化して配置し適切な代替テキストを用意する。
- (3) 位置の違いで情報の違いを表したり、操作を指示したりしない。

6.15. 音声で情報を提供する場合は、利用者が音声を制御できる仕組みを用意する

関連 JIS 項目：【7.1.4.2】

音声による情報提供は、自動再生を行わないことを基本とする。自動再生する場合は次のいずれかの場合に限る。

- ・自動再生が、3 秒以内で止まる場合
- ・利用者が、その音声を一時停止又は停止できるようにしている場合

- ・利用者が、システム全体の音量レベルに影響を与えず、その音声の音量を調整できるようにしている場合

6.16. 低速回線やモバイル機器の利用者に配慮する

関連 JIS 項目：【該当なし】

- (1) 画像を掲載する際は、表示に影響のない範囲で解像度を低くするか、サイズを縮小する。高解像度の画像を表示する必要がある場合は、別ページに分ける。
- (2) PDF のファイル容量は可能な限り軽量化を図ること。ファイル容量の大きな PDF ファイルは、分割したファイルを併せて提供する。

7. 入力や操作を支障なく行えるようにするために

7.1. キーボードだけですべての操作が行えるようにする

関連 JIS 項目：【7.2.1.1、7.2.1.2、7.2.1.3、7.3.2.1、7.3.2.2】

- (1) すべての操作をキーボードで行えるようにする。
- (2) 新規にホームページを作成する場合は、キーボードの TAB キーと Enter キーを使って、ホームページ内のリンクを利用できること、入力フォームなどを利用できることを確認する。

7.2. 入力フォームは分かりやすく作成する

関連 JIS 項目：【7.2.4.6、7.3.3.2、7.3.3.5】

入力フォームを用いたページを作成する際には、次の内容に配慮する。

- ・HTML のタグによる記述で、項目名（ラベル）と入力欄との対応関係を指定する。
- ・入力項目に制約事項（全角／半角、ハイフンの有無など）を設ける場合は、テキストで説明を記載する。

7.3. フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する

関連 JIS 項目：【7.2.4.6、7.3.3.1、7.3.3.2、7.3.3.3、7.3.3.5、7.3.3.6】

- (1) フォームを作成するときは、利用者が一度入力した内容を確認し、必要に応じて修正してから送信したり、送信を取りやめたりすることができる仕組みを用意する。
- (2) 入力内容の修正を求める場合には、修正が必要な箇所とその理由をひと目で分かるように表示する。
- (3) 入力したすべての項目を入力し直すことなく、修正が必要な項目だけを編集できる仕組みを用意する。

7.4. 閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない

関連 JIS 項目：【7.2.2.1、7.2.2.3、7.2.2.5】

ホームページの閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない。

7.5. JavaScript を使用する場合は、様々な利用者に配慮する

関連 JIS 項目：【該当なし】

JavaScript を用いたページの作成を業者へ依頼する際は次の内容を指示する。

- ・メニューなど情報やサービスを利用するために必要不可欠な操作部分に JavaScript を使用する場合は、JavaScript が機能しない場合でも情報の選択や移動ができるようにする。必要な場合は代替手段を用意する。
- ・イベントハンドラを用いる際には、マウスで操作した場合もキーボードで操作した場合も同じ効果が得られるよう、マウスに関する指定とキーボードに関する指定を併せて行う。

8. 危害や苦痛を与えないために

8.1. 画面の点滅は行わない

関連 JIS 項目：【7.2.3.1、7.2.3.2】

画面全体及び画面の一部を点滅（明滅）させない。

8.2. 表示内容の移動や変化について注意する

関連 JIS 項目：【7.2.2.2】

- (1) 原則として表示されているテキスト、あるいはテキストを含む画像を移動させない。
- (2) 画像内のテキスト内容が変化する画像（バナー広告など）を作成する必要がある場合は、5 秒経過したら静止させる。

9. 用語の説明

(1) ウェブアクセシビリティ

ホームページを利用するすべての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報やサービスを等しく利用できること。

(2) 音声読み上げソフト

パソコンやスマートフォンなど利用している端末の画面に表示されている内容や利用者の操作などを合成音声によって読み上げるソフトウェア。主に視覚に障害のある利用者が使用する。

(3) 検索エンジン

インターネットに公開されている情報を検索する機能を提供するシステムの総称。Yahoo!、Google といったポータルサイトで提供される検索サービスに使用されたり、ホームページ内全文検索機能として特定のホームページ内で使用される。

(4) コンテンツ

動画・音声・テキストなどの情報の内容。本ガイドラインではホームページ上で提供する情報の内容を指す。

(5) スタイルシート

Cascading Style Sheet。ホームページの文字の大きさや色、文字間や行間、ページのレイアウトなど、見栄えに関する様々な設定を行うための仕組み。HTML 内に設定を記述する場合と、HTML とは別の専用ファイルを用意し設定を記述する場合とがある。

(6) 代替テキスト

画像やイメージマップなどの内容を読み取れない利用者のために、画像の内容を説明するテキスト。視覚に障害があり音声読み上げソフトを利用している場合、画像に書かれている内容を目で読むことができないが、音声読み上げソフトが代替テキストの内容を読み上げることで、画像の内容を把握できる。

検索エンジンがページ内容を把握する際も、画像やイメージの内容は認識されないが、代替テキストを付与しておけば検索の対象になる。

(7) タグ

ホームページを作成する際に HTML の仕様にしたがって記述する文字列。「`<`」記号と「`>`」記号を用いて構成される。(例：`<p>`、`<h1>`、`<title>`)

(8) ドメイン

インターネット上のコンピュータやネットワークを識別するために付けられている、個別の識別子。愛南町のドメインは「town.ainan.ehime.jp」で、サーバ名を指す「www」などとの組合せによりホームページのアドレスを形成している。

(9) ブラウザ

ホームページを閲覧するソフトウェア。Internet Explorer や Safari、Chrome などのほか、様々なソフトウェアが利用されている。音声読み上げソフトの中には、ホームページ利用専用の音声ブラウザがある。スマートフォンを含む携帯電話には、携帯電話専用のブラウザが装備されている。

(10) マクロ

アプリケーションの操作を自動化するためのプログラム。

(11) HTML

Hyper Text Markup Language の略。ホームページを作成するための言語。また、この言語で書かれたファイルを HTML ファイルと呼ぶ。

(12) JIS X 8341-3

平成 16 年 6 月に策定され、平成 22 年 8 月に改正されたウェブアクセシビリティの確保に関する日本工業規格（JIS 規格）。ホームページに関する初めての JIS 規格である。正式名称は、JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」。

附則

本ガイドラインは、平成27年3月16日から施行する。